

同時発表：合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、広島市政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ、米子市政記者クラブ、日刊建設工業新聞、伯耆町有線テレビジョン放送

令和8年3月27日
中国地方整備局

中国地方初！ 皆生海岸で「砂浜」を海岸保全施設として指定

砂浜の保全を効果的に進めるための取組として、皆生海岸において、離岸堤等の施設整備により長期的に安定している砂浜を海岸保全施設※に指定しました。海岸法に基づく指定としては、中国地方で初の事例となります。※海岸保全施設：海岸法に定められている、堤防、突堤、護岸、離岸堤、砂浜等の施設。

1. 指定の意義

砂浜は海水浴等の利用だけでなく、護岸や離岸堤等と一体となって高波浪を減衰させる役割をもっています。砂浜を海岸保全施設に指定し適切に管理することにより、海岸侵食や高波浪等による被害の防止、砂浜の安定的な維持が図られ、背後地の安全・安心及び国土の保全に寄与することができます。

2. 指定範囲

両三柳第2工区、夜見工区、境港工区

詳細な位置及び範囲は別紙のとおり。

3. 指定日

令和8年3月27日

(添付資料)

・別紙（指定範囲）

【問合せ先】

国土交通省 中国地方整備局

082-221-9231（代表）（平日昼間）

河川部 河川計画課長

むかいだ
向田

きよたか
清峻

（内線3611）

課長補佐

たけもと
武本

よしひろ
吉弘

（内線3616）

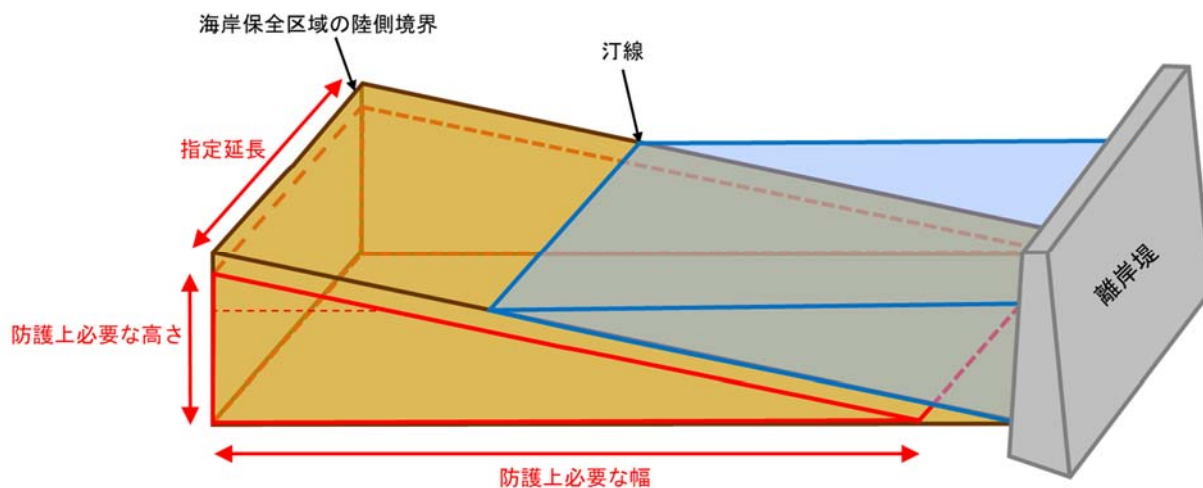
海岸保全施設として指定する砂浜の箇所・範囲等

海岸の名称 皆生海岸
 地 先 名 鳥取県米子市皆生新田地先～鳥取県境港市新屋町地先
 指定する区域 米子市両三柳地先の砂浜
 米子市夜見町地先～富益町地先の砂浜
 境港市佐斐神町地先～新屋町地先の砂浜



砂浜指定の範囲

海岸保全施設として管理すべき、防護機能を有する砂浜の範囲（イメージ）：下図の赤枠の範囲
 ※砂浜を指定する範囲は陸地の範囲ですが、水面下の砂浜も含めて、背後地の越波に対する防護機能を有しています。



工区	指定範囲
両三柳第2工区	幅：23m 延長：546.8m
夜見工区	幅：23m 延長：676.9m
境港工区	幅：73m 延長：1,609.9m

■両三柳第2工区の砂浜指定範囲



■夜見工区の砂浜指定範囲



■境港工区の砂浜指定範囲

